

有害水バラスト処理設備承認のためのガイドライン（改正 G8 等） に関する事項

改正規則等

登録規則細則
バラスト水管理設備規則
バラスト水管理設備規則検査要領

改正事項

有害水バラスト処理設備承認のためのガイドライン（改正 G8 等）に関する事項

改正理由

2017 年 9 月 8 日に発効したバラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約（BWM Convention, 2004）において、船舶へ搭載される有害水バラスト処理設備は、「有害水バラスト処理設備承認のためのガイドライン（G8）」の規定に基づき、主管庁からの承認を得ることが規定されている。

2014 年 3 月に開催された IMO 第 66 回海洋環境保護委員会（MEPC66）において、国際独立タンカー船主協会（INTERTANKO）等の国際海運団体より、現行 G8 で承認された有害水バラスト処理設備では、使用環境によってはバラスト水排出基準を満足しない可能性が指摘され、当該ガイドラインの強化が提案された。IMO において審議した結果、2016 年 10 月に開催された IMO 第 70 回海洋環境保護委員会（MEPC70）において、「有害水バラスト処理設備承認のためのガイドライン（G8）」の改正に関する IMO 決議 MEPC.279(70)が採択された。その他にも「バラスト水交換のためのガイドライン（G6）」の改正に関する IMO 決議 MEPC.288(71)が採択された。

このため、IMO 決議 MEPC.279(70)及び IMO 決議 MEPC.288(71)に基づき、関連規定を改めたとともに、その他検査要件等の関連規定も改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 有害水バラスト処理設備の承認規準として、設計上のシステム制約(SDL)や試験水の新たな塩分濃度区分等を規定した。
- (2) 2020 年 10 月 28 日以降搭載する有害水バラスト処理設備は改正 G8 に従い承認を得たものとする旨規定した。
- (3) その他関連規定を次のとおり改めた。
 - (a) バラスト水交換の実施要領として参照する G6 の決議番号を改めた。
 - (b) 登録検査時の提出図面等の検査に関する要件等を改めた。
 - (c) 申し込みに基づき船級符号への符記（BWTS）を行う旨を削った。

改正条項

バラスト水管理設備規則 1 編 2.1.1

バラスト水管理設備規則 2 編 2.1.2, 2.1.3, 2.1.5, 3.2.2, 3.3.2, 3.3.3

バラスト水管理設備規則 3 編 2.2, 3.3, 3.4

バラスト水管理設備規則検査要領 3 編 3.3

登録規則細則 2.1.3, 2.2, 付録 1